





















目的外使用料（参考）	
広告	建物壁面 1,000円／m <sup>2</sup> ・月 税別 建物床面 2,100円／m <sup>2</sup> ・月 税別 屋上 2,100円／m <sup>2</sup> ・月 税別
(イ) 電気料等	広告掲載に伴う電気料金等については、指定管理者が実費負担すること。

## 7 現在設置中の付属物等の扱い

### (1) 清涼飲料水自動販売機

清涼飲料水の自動販売機は現指定管理者が契約して設置しているものであるが、引継ぎも可能である。その場合の収入見込み額は本提案の收支予算に計上すること。

### (2) コピー機、印刷機

コピー機及び印刷機は現指定管理者が本業務会計において備品購入したものであり、引継ぎされる。

### (3) 資源回収ボックス

資源物のより一層の改修とごみの減量化のため、身近な場所に資源を持ち込めるよう、資源循環局により、資源回収ボックスが設置されている。

### (4) A E D（自動体外式除細動器）

A E Dは現指定管理者が本業務会計において備品購入したものであり、引継ぎされる。



